令和元年度 契約実務研修

工事請負契約

~資料編~



《目次》

0	指名通知書(例)	·····P1
0	積算内訳書表紙(例)	P2
0	建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き(抜粋)	P3
	・業種及び内容説明一覧表	P5
	・工事の発注標準金額に対する等級	· · · · · · · P15
0	書類の綴り方(工事請負契約)	·····P16
0	書類の綴り方(起工書)	· · · · · · · P17
0	監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について	····P18
0	最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について	····P19
0	最低制限価格等算出基礎金額表	·····P21
0	適用積算基準及び経費計上先確認内訳書	· · · · · · P26
0	設計等委託に係る予定価格事後公表の実施について	····P30
0	設計等委託に係る積算内訳書の提出義務について	P32
0	関係法規(抜粋)	P39

契約番号28-′ 平成28年 月 日

受付番号 商号又は名称 代表者

産業労働局長

指名通知書

下記により指名競争入札を行いますので、参加願います。

		記
件名	都立中央·城北職	業能力開発センター赤羽校(28)実習棟南側空調設備改修工事
AK PR	質問締切日時	平成28年 6月23日 12時00分
質問	質問方法	電子入札システムから質問を登録してください。
入札	締切日時	平成28年 7月 4日 17時00分
원연구	開札予定日時	平成28年 7月 5日 9時30分
開札	開札場所	東京都庁第一本庁舎30階南側 産業労働局総務部総務課用度担当
設計書・仕様	篆書等	発注図書等受領画面からダウンロードしてください。 (ただし、紙による手続きを認められている事業者の方には、別途連絡します。)
	日時	無し
表面下部处例	場所	無し
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分のただし、本通知書を たときは、免除とな 証事業会社の保証	札価格調査を行って落札者となった場合は、以下の取扱となります。) の10以上を納付書により指定場所において納付してください。 で受けた者が保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し ります。また、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保 を受けたときは、契約保証金の納付に代わる担保とします。
前払金	を限度とする)を支 第44条の3第1項(則第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40%(3億6千万円 払い、契約金額が36億円以上の場合は、10%を支払う。なお、東京都契約事務規則 D規定により、中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満の場合は20%(1 とする)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は5%を支払う。
予定価格	¥	
注意事項	2 入札書には、消 自己の見積もった 3 落札決定に当り 除き、この金額にます。 4 設計図面等を多 5 入札書には、必	、札システムから行ってください。 i費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 金額の108分の100に相当する金額を入力してください。 とっては、入札金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(単価契約の場合を I 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって落札価格とし を領しない者は、入札に参加することができません。 はず「くじ番号」(半角数字で3桁の整数)を入力してください。 ついては、開札予定日時以降に電子入札システムで確認してください。
備考	最低制限価格 設	定
その他	工事請負等競争入	札等参加者心得記載のとおり
お問合せ先	産業労働局総務部契約担当 TEL03-5320-46 内線	



見積資料

件名 東京しごとセンター(28)入退室管理システム 改修工事

本件の入札金額は、別添「積算内訳書」により見積もりました。

※電子入札では、開札後、落札予定者があった場合でも保留となります。落札予定者に対し「積算内訳書」を請求し、内容確認をしてから、落札決定者とします。

住所			
氏名	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	印

♥ 東京都

平成 31·32 年度(2019·2020 年度) 東京都 建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引 (随 時 申 請 用)



平成 31年 3 月 28 日 : 第1版 東京都財務局 東京都交通局 東京都水道局 東京都下水道局

【目	欠】	•	
第1		申請に当たって	
1		請方法 ·····	
2		請期間(随時受付)	
3		格の有効期間	
4	資	格の適用範囲	
5		請条件	
6		格の審査基準	
7		偽申請への対応等	
8		語説明(例:経審必要業種,審査基準日)	
9		成29・30年度からの主な変更点	
10	お	問い合わせ先	6
第2	部	申請手続	
	申	情手続の流れ	8
		前準備	
		請データの入力・送信	
		入力画面の表示	
• •	(2)	基本情報の入力	
	•	基本情報1の入力	
		・電子証明書の名義人、代理人の有無、契約書等への記名・押印 …	
		基本情報2の入力	
	•	•建設業許可番号、商号、代表者 ·······	
		・登記上本店所在地、実際の本店所在地、都と契約する営業所	
		•申請業種 ······	
		代理人情報の入力	
		経営情報の入力	
		•資本金、外国資本、自己資本額 ······	
		・総売上高、平均利益額、営業利益、減価償却実施額	
		•納税状況、営業年数、決算期	
		•職員数、ISO関連·······20,	
•		関係会社の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
٠,	(3))業態情報の入力	
		・雇用保険の加入、健康保険の加入、厚生年金保険の加入	
		•制度導入等、民事再生•会社更生······	
		·年間平均完成工事(業務)高 ····································	
		·年間平均元請完成工事(業務)高 ····································	
		・順位格付審査に用いる最高完成工事(業務)経歴	
		, 初約保証外の判除其準しかる具宜会は工事(类数)奴厥	97

	•管工事実績(過去10年間)38
	(4) 特殊事例の取り扱いについて39
	ア 決算期を変更した場合39
	イ 会社の合併、分割、譲渡を行った場合40
	ウ 個人企業から会社組織に移行した場合40
	(5) 申請データの送信 ····································
3	郵送書類の送付 42
4	受付結果の確認 ····································
5	申請が否承認(承認取消を含む)となる場合・否承認後の再提出 46
6	受付票の印刷47
7	審査結果通知書の印刷48
8	「平成31・32年度有資格者名簿」の公表 49
第3	部 資格審査後の手続
1	変更申請 (例:建設業許可番号、代表者、所在地、関係する会社等の変更) 50
2	再審査申請 (例:最高完成工事経歴の訂正、業種の追加等)50
3	取消申請51
-	
別ま	•
1	建設業の種類及び略号
2	業種及び内容説明一覧表
3	東京都の業種とコリンズの工種の対応表
4	設計等委託業種•分野一覧表65
5	「東京都」として認める発注者67
6	印紙税法第5条に規定する別表第二に記載のある非課税法人 68
7	工事の発注標準金額に対応する等級 71
	•

下書き用紙

事業協同組合、経常建設共同企業体の申請をされる方は、本手引に加え、『事業協同組合編』 『経常建設共同企業体編』を併せてお読みください。

[別表1]

設業の種類及び略号

建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号
土木工事業	土	鋼構造物工事業	鋼	熱絶縁工事業	絶
建築工事業	建	鉄筋工事業	筋	電気通信工事業	通
大工工事業	大	舗装工事業	舗	造園工事業	園
左官工事業	左	しゅんせつ工事業	ゅし	さく井工事業	井
とび・土工工事業	논	板金工事業	板	建具工事業 .	具
石工事業	石	ガラス工事業	ガ	水道施設工事業	水
屋根工事業	屋	塗装工事業	途	消防施設工事業	消
電気工事業	電	防水工事業	防	清掃施設工事業	清
管工事業	管	内装仕上工事業	内	解体工事業	解
タイル・れんが・	タ	機械器具設置	機		
ブロック工事業	<i>,</i>	工事業	105%		

[別表 2]

業種及び内容説明一覧表

【注意】 「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類(略号)、経審の業種(略号)が2以上示されている場合は、 61水道管更生工事の許可を除き、<u>いずれか1種類の</u>許可及び経審を有していなければなりません。

		同時に申		申請書へ	申請に必	要な条件
業種		込ができ	内、容		都と契約する	
	業 種 名	ない業種	•	必要な事	営業所におい	必要とする経
] 24C 18A 21	の番号		項		営事項審査の
番号	1		工 事 例		建設業許可の	
				<u> </u>	種類等(略号)	
01	道路舗装工事	11 12 13	道路等の地盤面を舗装する工事		舗	土 舖
		14 15	道路舖装工事、道路築造工事、路面補修工事			
02	橋りょう工事	11 12 13	橋りょう工事(橋台・橋脚等の下部工事含む。		土	土
	,	14 15	鋼けた・PCけた等上部の工事は除く)			
			橋脚工事、橋台工事、橋梁下部工事	1		
03	河川工事	11 12 13	河川、海岸等の堤防や護岸等を築造する工事		土	土 .
		14 15	護岸工事、港湾工事、防潮堤工事	1		
0 4	水道施設工事	11 12 13	取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水		水	土水
		14 15	管等を敷設する工事			
			導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水			
	İ		管布設工事			
0 5	下水道施設工事	11 12 13	下水道管渠(汚水管のほか雨水管を含む)を		土水	土 舖 水
		14 15	敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等	-	,	
			について行う土木工事	·		
			幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポン],		
	j		プ所建設工事			
0 6	一般土木工事	11 12 13	他の業種に該当しない土木工事		土と	土と舗
		14 15	溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、]		水
	<u> </u>		消波ブロック製作工事	L		
0 7	建築工事	08 ~ 15	建築物を建設又は補修する工事	施工可能	建	建
1		3101 3102	学校等建築工事	分野		
	·	37 38				

		同時に申	·	申請書へ	申請に必	要な条件
業種		込ができ	内 容	の入力が		総合評定値を
		ない業種		必要な事		必要とする経
i	業種名	の番号		項	て必要とする	営事項審査の
番号	1		工 事 例	^	建設業許可の	業種(略号)
					種類等(略号)	
0.8	電気工事	07 11 12	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作		霮	電
		13 14 15	物を設置する工事			
		29 30	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照	1		
1			明設備工事			
09	給排水衛生	07 11 12	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置		管	管
	工事	13 14 15	する工事] .	•	
		29 30	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、衛生	· .		
			器具取替工事			
10	空調工事	07 11 12	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工		管	管 機
		13 14 15		1		
			冷暖房設備工事、空気調和設備工事			
11	建築設計	01 ~ 10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査	1	建築士法(昭和	
				分野	202号) 第23条	
<u> </u>	1 1 30 41		庁舎設計、学校設計、病院設計	## A1 ## 6#	に基づく建築士	事務所の登録
12	土木設計	01 ~ 10	土木工作物の設計及び監理	請負実績		
1.9	設備設計	01 - 10	道路設計、橋りょう設計、上下水道設計 電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理	分野 請負実績		
13	10文/用 10文 aT	01 ~ 10	電気設備設計、機械設備設計	分野		
1 4	測量	01 ~ 10	土地等の測量及び地図の調製		測量法(昭和2	4年注律第199
* *	DIVAE.	01 - 10	地上測量、深浅測量	分野	号)第55条第1	
	•		POLITICAL INTERIOR		づく測量業者の	
15	地質調査	01 ~ 10	土地の土質及び地質等の調査	請負実績	/	
			物理探査、ボーリング探査、電波探査、磁気	分野		
			探査			
16	さく井		さく井機等を用いてさく井、浅井戸築造等を		井	井
,	}		行う工事			
			さく井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事			•
17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕	請負可能	/	
ı				分野及び	/	/
				国内にお	/	
			,	けるドッ	/	
				ク又は船	/ ·	/ -
				台保有の	/	
			-	有無	<u>/</u>	/
19	しゅんせつ		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底を	ポンプ船		土しゅ
	埋立て		しゅんせつし、その土砂で埋立てる工事	4	※ポンプ船を係	純有しているこ
<u> </u>	1		しゅんせつ土砂送泥(埋立)工事	無	٤	J. 1 0
20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅ	しゅんせ		土しゅ
			んせつする工事	-	※しゅんせつ船	3を休付してい
2 1	潜かん		しゅんせつ工事 ケーソンを使用し、掘削しながらそのケーソ	の有無	ること 土	土
- 1	ほかん		クーソンを使用し、掘削しなからそのグーソーン ンを沈める工事		'	
			橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事	1	·	
	i		加フェノ空曜二字、近小阪坂空姫二字	1	l	

	1	1 =====================================	<u> </u>	rio del mare	中事に必	要な条件
業種		同時に申 込ができ		申請書への入力が		総合評定値を
₹7 7.153.		込かでき ない業種	[必要とする経
	業種名	の番号	,	必要な事	て必要とする	
317. D) JE 13		項		
番号					建設業許可の	業種(略号)
	144 336	<u> </u>			種類等(略号)	1 and hen
22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設工事、改良		土 電 鋼	土電鋼
			工事及び軌道の継目を溶接する工事	}		
			軌道敷設工事、まくらぎ交換工事、軌道改良	-		
• •	1	 	工事、道床交換工事、レール交換工事			
23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事		土水	土水
	1828		地下鉄工事、管埋設工事		<u> </u>	. ,
24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事		土水	土水
			管埋設工事			
25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事		土	土
2 7	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	施工可能	圚	園
	<u></u>		公園整備、植栽、水景等の工事	分野		
28	運動場施設		グランド、コート等の新設又は改良工事		土と	土と
			テニスコート新設工事、競技場新設工事、野			,
			球場改良工事			
29	コンクリート	08 09 10	PC、PS、HPC工法によるプレハブ工事	施工可能	建	建
	プレハブ	3101 3102	都営住宅建設工事	分野		
		37 38				
3 0	鉄骨プレハブ	08 09 10	上記の「29コンクリートプレハブ」に含まれ	工場保有	建	建
		3101 3102	ないプレハブ工事	の有無	※自社で工場を	:保有している
	<u> </u>	37 38	仮設事務所建設工事		こと	
3101	解体工事	07 29 30	既存建物等の取り壊し工事	-	建解 平成31年4月1 であれば、都工事 がとい・土 業も申請すび・土 業も申請すび・土 業的・土 大で、を受けてに してでいる場合では、 ない・なる場合では、	契約する営業所 事業に係る建設 取得している場 け(平成28年6月 :エエ事業の建設 解体工事業を営 限る。)。
					も解体工事(業績 するには、平成3 に建又は解の建物 審を取得している。 す。	1年5月31日まで 投業許可及び経
3102	ひき家	07 29 30	既存建物等の移動工事		建と	建と
3 2	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要な施	施工可能	消	管機通消
			設を設置又は工作物に取り付ける工事	分野		
			屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救			,
			助袋設置工事			
3 3	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設	施工可能	通	通
	MED VELID	1	置する工事	分野		_
	MEDIO ACCID					I
			電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事			
3 4	拡声装置		電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事 放送機械等を設置する工事		通	通
3 4			放送機械等を設置する工事		通	通
	拡声装置		放送機械等を設置する工事 放送設備工事			
3 4			放送機械等を設置する工事		内	通
	拡声装置		放送機械等を設置する工事 放送設備工事			

	1	同時に申	,	申請書へ	申請に必	 必要な条件			
業種		込ができ		の入力が	都と契約する	総合評定値を			
		ない業種		必要な事		必要とする経			
	業 種·名	の番号		項	て必要とする	営事項審査の			
番号			工事例	^	建設業許可の	業種 (略号)			
					種類等(略号)				
3 7	一般塗装	07 29 30	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工		塗	強			
			事(75道路標示塗装に含まれるものを除く)						
	·		塗装工事						
38	橋りよう塗装	07 29 30	橋りよう、横断歩道橋等の塗装		塗	塗			
			橋梁逸装工事			`			
39	防水		建築物の防水を行う工事	施工可能	左 防	左 防			
			•	分野					
40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより工作物を築造す	工場保有	鋼	鋼			
			る工事(橋梁上部工事及び開門水門の開扉設	の有無	※自社で工場を	ὰ保有している			
			置工事を除く)		こと				
			鉄骨組立工事、鉄塔工事						
41	鋼けた		鋼材の加工又は組上げにより橋りょう上部を	工場保有		鋼			
			構築する工事	の有無	※自社で工場を	と保有している			
			橋りょう上部工事、横断歩道橋工事		こと				
42	PCけた		PCけたを設置する工事	工場保有		土と			
			橋りょう上部工事、高架道路	の有無・	※自社で工場を	と保有している			
					<u>こと</u>				
43	水門門扉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		鋼材の加工又は組上げにより水門門扉を製作	工場保有	鋼 鋼 ※自社で工場を保有している				
			し取り付ける工事	の有無		保有している			
4.4	ポンプ据付け	1.5	水門門扉改修工事		こと	344 41.			
44	ホンノ焙竹り		ポンプを据付ける工事(据付けるポンプの製		機井	機井			
			作を含む場合あり) 排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等			·			
			据付け工事						
4.5	水処理装置		が 水処理(浄水場の浄水施設や、排水処理施設)	炼工可能	機水清	機水清			
7.0	小龙生表色		のための設備及び装置を設置する工事	分野	1次	70天 八 1月			
			活性污泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入	73.23					
			設備						
46	焼却設備		焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製	施工可能	タ機清	タ機清			
	July IV		作取付(下水汚泥の焼却設備を含む)	分野	, 174 173	r 10N 117			
			火葬場焼却設備、汚泥焼却設備						
47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付		機	機			
			ボイラー設備工事(蒸気給湯)						
48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付		機	機			
			エレベーター設置工事、エスカレータ設置工						
			事、小荷物専用昇降機設置工事						
49	電車線架線	,	高速電車、路面電車等の電車線路敷設工事		意	電			
			電車線路工事		1				
50	地中線		電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事		電通	電通			
			地中線電線路工事、ケーブル敷設工事						
5 1	鉄道信号装置		高速電車、路面電車等の信号保安設備工事		電機通	電機通			
			自動閉そく信号装置工事(踏切遮断機工事)、						
,			継電連動装置設備工事(転てつ機工事)						
			胚電運動装置版備工争(転てつ機工争)		<u> </u>				

			·		中華に必	要な条件
業種		同時に申	 内 容	申請書へ	都と契約する	
米徂		込ができ ない業種	l ri æ		営業所におい	
	業種名	の番号		1	て必要とする	
番号		,	工事例	項	建設業許可の	/
1417			⊥ ∓ 71		種類等(略号)	米価(附方)
5 2	計装装置		 測定機器設置及び制御装置の設置等工事	<u> </u>	機通	機通
52	可級級區		四足機器改直及い前仰袋直の設直守工 等 各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計	1	[153: <u>JE</u>]	178% JEE
			安健砂岬政備、小貝/用引機政備、弁殊医院引 装備設備、隔側メーター設置電子計算設備		ļ	
			(データ処理設備)			
53	沈砂池・沈殿池		浄水場、下水処理場及びポンプ所等の沈砂池	<u> </u>	機水	機水
١ٽ١	機械設備工事		機械設備工事、沈殿池機械設備工事	ļ !	1006 245	138 23
,	10000000000000000000000000000000000000		沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、			
			污泥濃縮槽機械設備工事、污泥貯留槽機械設			٠
]]		備工事、処理場・ポンプ所ろ格機整備工事、			
			阻水扉整備工事			
5.5	送風機機械設備		下水処理場・ポンプ所の送風機機械設備工事		機	機
٦	工事		送風機設備工事、処理場機械棟送風機設備工		**	NOW!
			*			
5 6	ばっ気槽散気		下水処理場のばっ気槽散気設備工事		機水	機水
	設備工事		ばっ気槽整備工事、ハイドロリック装置散気			
			設備工事、ばっ気槽水位調整せきその他設備			
			工事			
5 7	汚泥脱水設備		浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事		機水	機水
	工事		塩化第二鉄貯留槽整備工事、擬集混和槽整備		· .	
	. [工事		·	
5 8	消化槽機械設備		汚泥消化槽機械設備工 事		機	機・
	工事		汚泥槽機械設備工事			
59	ガス貯留設備		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事		機	機
	工事		消化ガス貯留設備工事、 消化ガス燃焼設備		1	•
			工事			
60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入させる		土と	± と
			ための公設ます工事			
			ます工事		Andrew	
61	水道管更生工事		公道下にある既設配水管内をクリーニングし		管及び水	管 水
			ライニング等を行い、管を更生させる工事	-	(両方が必要)	
	·		(公道を除く敷地内にある管への施工は97パ			
			イプライニング)			
	プリカルトーマロ		配水小管更生工事	# M	7ab. 1 3A J	7.th 1 200
62	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込 *****			
			み工事 アッパート	分野	石綿障害予防規	
			アスベスト除去工事、石綿撤去工事		月24日厚生労働	
					に定める石綿作	
						業主任者(平成 でに取得したお
					1 ' ' '	でに取得した者
					を含む。)及び 及び清掃に関す	
			•			る法律(昭和 号)に定める特
					月45年法伊第137 別管理産業廃棄	
			·		別官理座業廃界 を直接的かつ恒	
					で直接的かつ値	smaxに使用し
	ı				10.900	

		同時に申		申請書へ		F	申請	に必	要な	条	4	
業種		込ができ	· 内 容	の入力が		と契	約す	-る	総	 合評	定征	を
		ない業種	· ·	必要な事								
	業種名	の番号		項		必要					審査	
番号			. 工 事 例	~	1 1	2 菜		-			略号	
" ~				· ·		類等			^~		н	•
6.3	機械器具設置	! 	他の業種に含まれない機械器具の設置	<u> </u>	機		(F) H		機			
			機械式駐車装置設備工事、モノレール分岐装	1					~			
			置製作・架設工事									
64	屋根	7.	屋根の設置、ふき替えの工事		崖				屋	防	殔	_
			屋内野球場屋根設置工事		_				-		-	
66	金網さく		窓手すり、ネット、フェンス、柵、落石防止	,	٤	鋼			7	鋼	建	
			網等を設置する工事(76ガードレールに含ま		-				-	-,.	-	
l			れる交通安全用の防護柵を除く)		١,							
	,		住宅窓手摺取付工事、防水スクリーン設置工	1	١.							
			*									
6 7	板金		板状の金属により構成された設備等の改修、		板				板	鋼		_
			補修工事		"				-			
			雨樋改修工事、煙道保温その他補修工事	i								
68	サッシュ		窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、取替工	施工可能	具				具	建		_
			事	分野								
			窓枠取替工事	1	ļ .							
6 9	シャッター		シャッター (よろい戸) 工事	施工可能	具				具	機	建	_
			シャッター取替工事	分野								
70	起重機		クレーン等の製作・据付工事、改修工事及び		機				機			
			修繕									
			天井クレーン製作据付工事									
7 2	冷凍・冷蔵庫		冷凍庫・冷蔵庫等の据付工事、改修工事等		管	機			管	機	絶	
	工事		定温設備新設工事、低温・冷凍設備工事									
73	グラウト		地盤改良等のために地中に地中材を入れる工		土	ځ	防		±	٤	防	
			事									
			地盤改良工事									
74	道路標識設置		交通標職及び道路標識の設置工事		土	٢	电	通	土	ځ	耄	塗
			道路案内模識設置工事						機			
7 5	道路標示塗装		道路の路面に白線を引いたり、塗装を行った		塗				土	٤	塗	機
			りする工事									
			溶着式道路標示塗装工事、点状高輝度路面表									
			示工事									
76	ガードレール		ガードレール等の交通安全対策用の防護柵工		土	٤			土	٢		
			事		l .							
			ガードフェンス設置工事						_		_	
7 7	モルタル吹付け		道路の法面保護等を目的としたモルタルの吹		土	左	٤	防	土	左	٢	防
			付けを行う工事									,
			道路改良(法面保護)工事、進入路法面処理									
			工事	ļ ·								

	1	同時に申		申請書へ		F	申請に必	要な	条	4	
業種		込ができ	内 容	の入力が		と契	約する	総	合評	定值	を
	314 Aug. Au	ない業種		必要な事							
	業 種 名	の番号		項			とする			審型	
番号			工事例	^	建	設業	許可の	業	種(略長	})
		-			種	類等	(略号)				
78	植生		草花などを植える工事(27造園と異なり、草		土	ط	園	土	٤	園	
l			花の植え付けのみを行うもの)								
			洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事								
79	運動器具設置		運動器具等の設置工事		٤	機	寬	논	機	赏	
			フィールドアスレチック・バスケットゴール								
		,	・トリムコース新設工事								
80	テレビ共聴		電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視		通			通	魋		
Ī	工事		聴可能な状態とするための工事		Ì						
l			テレビ共同受信施設工事								
8 1	防音壁・しゃ		音を防いだり、しゃ断したりする壁を設置す		±	建	٢	土	建	٢	
	音壁		る工事								
1			しゃ音壁設置工事、吸音板及び内装板設置工								
			事								
8 2	舞台装置		舞台装置等を設置する工事		電	機		電	機	建	
			舞台機構設置工事、舞台照明設備工事、ホー								
	,		ル吊物工事		<u> </u>						
8 4	と場施設		食肉市場等のと場施設の設備工事		鋼	機		鋼	機	土	
			と場皮はぎ機改良工事、食肉センター電殺プ						-		
<u> </u>	,		ラント設備工事、ガス麻酔設備工事								
8 6	ガソリンスタ		給油所の改修や設備の設置、取替え等を行う		建	鍔	機	建	鋼	機	土
	ンド		工事								
			給油取扱所改修工事		<u>:</u>						
87	PCタンク		水源施設の貯水タンクを設置する工事		 ±	٢		 ±	٤		
			水源(配水地)築造工事、配水場建設工事					<u> </u>		_	
91	すべり止め		交差点の手前・坂道などの路面にブレーキが		土	舗		土	舗	塗	
	舗装		かかり易いような舗装を行う工事							•	
			路面補修(樹脂系のペイントを散布する)工								
			事、橋面補修工事		_		-	<u> </u>			
92	樹脂塗装		合成樹脂ペイントの塗料を使用して建物の内		塗	防		塗	防		
			外、船舶、管等を塗装する工事								
			建物防蝕樹脂塗装工事、ライニング工事、床								
			等補強防水工事								
93	陸上信号機		交通信号機、交通管制機構施設等の設置など		電	機	通	電	機	通	
			を行う工事								
	·		交通信号機更新整備工事、交通管制機構施設								
			(制御シミュレート装置) 増設工事		<u> </u>			<u> </u>	_		_
94	伸縮継手		横りょう等に補強するための伸縮自在の継手		±	٢	鋼			鋼	左
			を設置する工事					強	機		
٠,	,		陸橋伸縮装置補修工事、橋梁維持、伸縮継手								
			取替補修工事			•					

		同時に申		申請書へ	申請に必	要な条件
業種		込ができ	内容	の入力が	都と契約する	総合評定値を
	Mr 405 14	ない業種		必要な事	営業所におい	必要とする経
l	業種名	の番号	1	項	て必要とする	
番号			工事例	'	建設業許可の	業種 (略号)
					種類等(略号)	
9 5	鉄鋼加工		鉄鋼を加工して、施設を補修又は新設する工		鋼	鋼 機 建
			事	٠		}
			都電乗降場上屋新設工事、バス停留所上屋新]		
	_		設工事、上屋開閉テント工事			
96	ウェルポイシト		地盤中にウェルポイントを打ち込み、地下水		土と	± Ł
			を汲み上げて地盤の改良を行う工事]		
			沈砂地ポンプ棟築造に伴う排水工事			
9 7	パイプライニ		公道を除く敷地内にある給水管等の管の内側		管	管
	ング		壁を耐熱材・耐薬品材などで被覆する工事			
			(公道下にある管の施工は61水道管更生工事)			ľ
			学校給水管更生工事	,		
98	脱硫・脱臭		大気汚染防止のため、ボイラー・焼却炉等か		機水	機水
	1		ら発生する排煙から硫黄酸化物や窒素酸化物			
			を除去するための設備を設置する工事			
	}		下水処理場脱硫設備工事			
			*脱硫・脱臭設備に関する工事であれば該当			
			TO WORK MUSERY MULE TO A SECOND AND THE CONTROL OF			1
			する(例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地	٧		
				; 		<u>.</u>
			する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台)	,		<u>:</u>
9901	基準タンク		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても)	,	網 機	鋼 機
9901	基準タンク		する(例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事(99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事		鋼 機	鋼機
9901	基準タンク		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク	, , ,	鋼 機	鋼 機
			する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG	,		
	基準タンク		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工	,	鋼機	鋼機
			する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事	,		
			する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工			
9902	安全講設置		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルービング装 置、車道(安全溝)設置工事	,	٤	ح
9902			する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルービング装			
9902	安全講設置		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装 置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等)		٤	ح
9902	安全講設置		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装 置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシ		٤	ح
9902 9904	安全溝設置空気搬送		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、 廃棄物処理管路工事		機	機
9902 9904	安全講設置		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、		٤	ح
9902 9904	安全溝設置空気搬送		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) 特殊工事 (99番台) 等、基準タンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、 廃棄物処理管路工事 橋等の床版を補強するための工事(41鍋けた、 42PCけたに属するものを除く)		機	機
9902	安全溝設置空気搬送		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、 廃棄物処理管路工事 橋等の床版を補強するための工事(41鋼けた、		機	機
9902 9904	安全溝設置空気搬送		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) 特殊工事 (99番台) 等、基準タンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、 廃棄物処理管路工事 橋等の床版を補強するための工事(41鍋けた、 42PCけたに属するものを除く)		機	機
9902 9904	安全講設置 空気搬送 床版補強		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、高架水槽、LNG空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等)荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事 橋等の床版を補強するための工事(41網けた、42PCけたに属するものを除く)床版補強(補修)工事、陸橋補修工事、橋り		機	機
9902 9904 9906	安全講設置 空気搬送 床版補強		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) タストタンク、プラインタンク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、高梁水槽、LNG空港滑走路、車道関係の安全簿(側溝)の工事空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事 [41網けた、42PCけたに属するものを除く)床版補強(補修)工事、陸橋補修工事、橋りょう上部仕上工事		と 機	機生と鋼
9902 9904 9906	安全講設置 空気搬送 床版補強		する (例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地 設備工事という件名がついていても) 特殊工事 (99番台) 等、基準タンク、プラインタンク、中圧タンク 等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧タンク、 高架水槽、LNG 空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工 事 空港滑走路改修工事、滑走路グルービング装 置、車道(安全溝)設置工事 空気圧による搬送設備の設置工事(エアーシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、 廃棄物処理管路工事 橋等の床版を補強するための工事(41網けた、 42PCけたに属するものを除く) 床版補強(補修)工事、陸橋補修工事、橋りょう上部仕上工事 バッテリー等を用いて電力を供給する設備の		と 機	機生と鋼

		同時に申		申請書へ	申請に必	要な条件
業種		込ができ	内容	の入力が	都と契約する	総合評定値を
	Alle order de	ない業種		必要な事		必要とする経
	業種名	の番号	,	項		営事項審査の
番号			工事例	~	建設業許可の	業種 (略号)
- 1			_ , .,		種類等(略号)	
9908	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネ	Ì	電機	電機
			ルギーに変換する設備の工事			
			I C受配電自家発電設備工事、水車発電機製			
			作、沿岸地域発電所設置工事			
9909	電気防食		イオン化傾向を利用して水中の金属の腐食を		電 塗	11 塗
			防止する設備を設置する工事			
			電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食工事	ĺ		
9910	給湯器・浴槽		給湯器や浴槽等の設備に関する工事		管	管
	設備工事		住宅給湯器・浴槽改修工事]		
9911	床仕上		フロアパネルの貼り替え等、床仕上げを行う		内 .	内
1			工事(OA通信等の配線のための床工事を含			
			む。配線工事は33電話・通信)			
	!		OAフロア設置工事、フリーアクセス増設工	1	,	
		•	事、床上げ工事			
9912	放射線防御		放射線を防御するための施設を設置する工事		内	内
			放射線室新設及び増改築工事			
9914	飛散防止工事	` `	ガラス等の飛散防止のための施設を設置す		ガ内	ガ内
			る工事			
			公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工			
			事			
9915	ろ過層処理		水処理のためのろ過層に関する工事	施工可能		
			ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材更生工	分野		
			事、活性炭入替工事			
9917	厨房		厨房設備の設置、改修工事		管	管
			学校厨房改修工事			
9920	石工事		石材、コンクリートブロック、擬石等の加工		石	石
			又は積方により工作物を築造する工事又は工			
1			作物に石材を取り付ける工事			
			歩行者専用橋(石材)新設工事、ビル名工事		' '	
			(ビル名を石材に彫る)	<u> </u>		
9923	自動ドア装置		自動ドアを設置する工事		具	具
9924	強化樹脂板		水処理施設及び汚泥処理施設からの悪臭を防		建と屋	建と屋
	取付		止するため、通常、ガラス繊維強化プラスチ			
			ックの板で、施設の上部を覆蓋する工事		[
			下水処理場エアーレーションタンク覆板工事、			
			浄化センター覆板工事			
9925	医療ガス配管		酸素、窒素等、医療施設で使用するガスの配		管	管·
			管工事			
			病院医療ガス配管工事		•	

		同時に申		申請書へ	申請に必	要な条件
業種	,	込ができ	内 容 .	の入力が	都と契約する	総合評定値を
	 業 種 名	ない業種		必要な事	営業所におい	必要とする経
	来 個 石	の番号		項	て必要とする	営事項審査の
番号	·		工事例		建設業許可の	業種(略号)
					種類等(略号)	
9926	高圧ガス配管		高圧ガス保安法で定める高圧ガス(特殊ガス)		管	管
	!		の配管工事			,
] .		研究所特殊ガス配管工事、パルテム(中圧ガ			
			ス) 工事、LPGガス工事			
9930	集じん装置		集じん装置(ごみ・汚泥等を集める装置)工		機清	機清
			事			
			処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却	,		
			施設(集じん装置)建設工事、電気集塵装置			
L			工事	`		
9933	タイル工事		橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、		A	タ
			修繕工事			
			タイル材使用の修繕・新設工事(橋面・デッ			
			キ面・道路面等)			. '

工事の発注標準金額に対応する等級

1 舗装工事(道路舗装工事)

等級	発 注	標	準	金	額
A	2億円以上				
В	8千万円以上	2億円未満			
С	3千万円以上		8千	万円未満	
D	7百万円以上	3千万円未満			
E	7百万円未満				

2 土木工事(橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び 一般土木工事)

等級	発	注	標	準	金	額
. A	3億5	千万円以.	Ŀ			
В	1億6	1億6千万円以上 3億5千万円未満				未満
С	4千万	7円以上		1億	6千万円	未満
D	D 1千万円以上 4千万			万円未満	,	
E	1千万	7円未満				

3 建築工事

等級	発	注	標	準	金	額	
A	4億4	千万円以	上				
В	2億2	千万円以	上	4億4千万円未満			
С	6千万	7円以上		2億	2千万円	未満	
D	D 1千6百万円以上 6千万円				万円未満	i	
E	1千6	百万円未	満			,	

4 設備工事(電気工事、給排水衛生工事、空調工事)

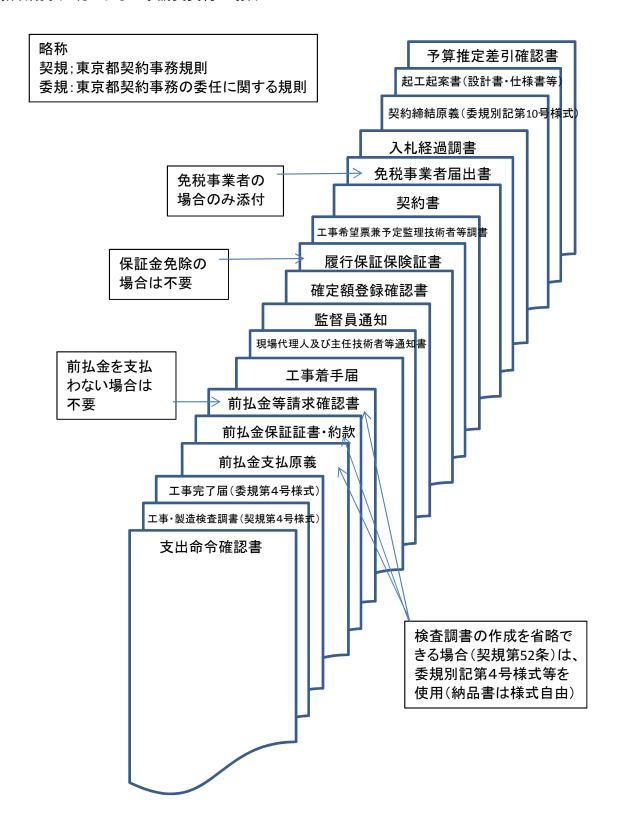
等級	発	注	標	準	金	額		
A	5千5	5千5百万円以上						
В	1千8	百万円以	Ŀ.	5 1	5百万円	未満		
С	6百7	6百万円以上 1千8百万円未			未満			
D	6百7	5円未満						

<注意>

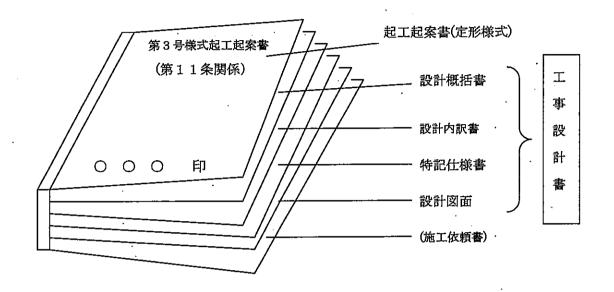
- 1 道路舗装工事については、8千万以上2億円未満の発注案件については、対応する等級をA及びBとし、この場合等級がAである有資格者は等級をBとして取扱います。
- 2 工事の性質により、それぞれの等級に対応する発注標準金額を超えて参加資格を認めることがあります。
- 3 金額は税込みです。

書類の綴り方

指名競争入札による工事請負契約の場合



[参考] 工事関係書式 起工書の綴り方



起工手続は、起工原議に設計概括書、設計内訳書、特記仕様書の順に製本し、決定 権者の決定を受ける。

監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

東京都の各局等が発注する工事案件に配置する監理技術者及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の資格又は雇用関係の確認については、契約担当部署において次のとおり行います。

1 工事希望申込時に、希望票兼予定監理技術者等調書(以下「調書」という。)の提出 と併せて、監理技術者等の資格又は雇用関係を確認するため、次の書類を提出してくだ さい。

なお、建設共同企業体案件については、第一順位構成員を含む構成員全員分が対象です(希望申込時の調書への入力も必要です。)。

(1) 監理技術者の場合

「監理技術者資格者証」の写し

「**監理技術者講習修了証**」の写し又は監理技術者資格証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し

- ※「監理技術者講習修了証」又は「監理技術者講習修了履歴」は、過去5年以内 に修了したものに限ります。
- (2) 主任技術者の場合

「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ①健康保険被保険者証 ②住民税特別徴収税額通知書 等
- 2 次の事項について確認を行います。
 - (1) 当該工事案件の工事希望申込日において、監理技術者等の雇用の期間が3か月以上あること。
 - (2) 当該工事案件の請負金額が3,500万円 (建築一式工事の場合は7,000万円) 以上となる場合は、当該工事案件の開札日において、監理技術者等が他の工事に従事していないこと。ただし、議会付議案件、専任を必要とする主任技術者の兼務が認められた場合及びあらかじめ専任を要しない期日が明示されている場合を除く(営業所の専任技術者は、現場における専任の監理技術者等として配置できません。)。
- 3 工事希望申込後に監理技術者等を変更する必要が生じた場合、速やかに変更後の内容 を記載した調書※及び確認書類を提出してください。
- 4 落札予定者となった方には、積算内訳書の提出の際に、配置する監理技術者等の**最終** 確認を行います。工事案件において、予定していた監理技術者等が2の要件を欠くこと となった場合は、このときに新たな監理技術者等を配置して、調書※及び確認書類を提 出してください(後日の提出は認められません。)。
- 5 4の時点で、契約担当者が監理技術者等の確認を行うことができなかった場合、その 入札は無効となります。
- 6 建設共同企業体案件の場合は、第一順位構成員を含む構成員全員分の確認をします。

なお、「専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱い」及び「総合評価方式における 配置予定技術者の変更」については、東京都電子調達システムの「契約制度」に掲載し ているので、ご確認ください。

※ 工事希望申込後に提出する調書は、東京都電子調達システムの「契約制度」に掲載の様式を使用し、 契約担当部署へ必ず持参してください。

調査基準価格及び最低制限価格の算定基準について

入札契約制度改革の本格実施にあたり、試行期間中に発注した工事の調査基準価格及び最低制限価格(以下、調査基準価格等)の算定状況を踏まえ、ダンピング受注の防止や公共工事の品質確保のための担い手確保及び予定価格の事前公表案件におけるくじ引きの抑制の観点から、設定範囲を見直すこととしたので、お知らせします。

1 設定範囲の見直し内容

調査基準価格等の設定範囲を予定価格の10分の7以上10分の9以下から10分の7以上10分の9.2以下に見直します。

なお、設定範囲については、予定価格の事前公表と事後公表とで調査基準価格等が変わることがないよう、一律に適用します。

2 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

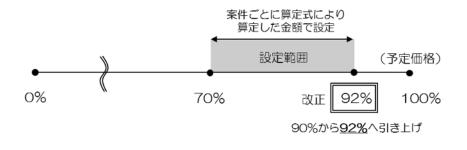
ただし、予定価格の内訳に発生材(有価物)の売却費等が含まれている場合は、その 費用を①~④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事(建築設備工事を含む。)については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1(昇降機設備工事にあっては10分の2)を乗じた額とします。

《調查基準価格•最低制限価格 算定式》

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 設定金額= (①×0.97 + ②×0.9 + ③×0.9 + ④×0.55) × 108/100

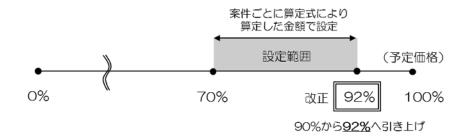


ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 7/10 に満たない場合は、予定価格の 7/10 とし、設定金額が予定価格の 9.2/10 を超える場合にあっては予定価格の 9.2/10 とします。

《 解体工事における調査基準価格・最低制限価格 算定式 》

上記算定式によらないものとしている解体工事については、以下の算定式となります。

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 設定金額= ($1\times0.8+2\times0.9+3\times0.9+4\times0.55$) \times 108/100



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 7/10 に満たない場合は、予定価格の 7/10 とし、設定金額が予定価格の 9.2/10 を超える場合にあっては予定価格の 9.2/10 とします。

3 施行日

平成30年6月25日以降に公告等を行う契約案件から適用します。

適用積算基準及び経費計上先確認内訳書

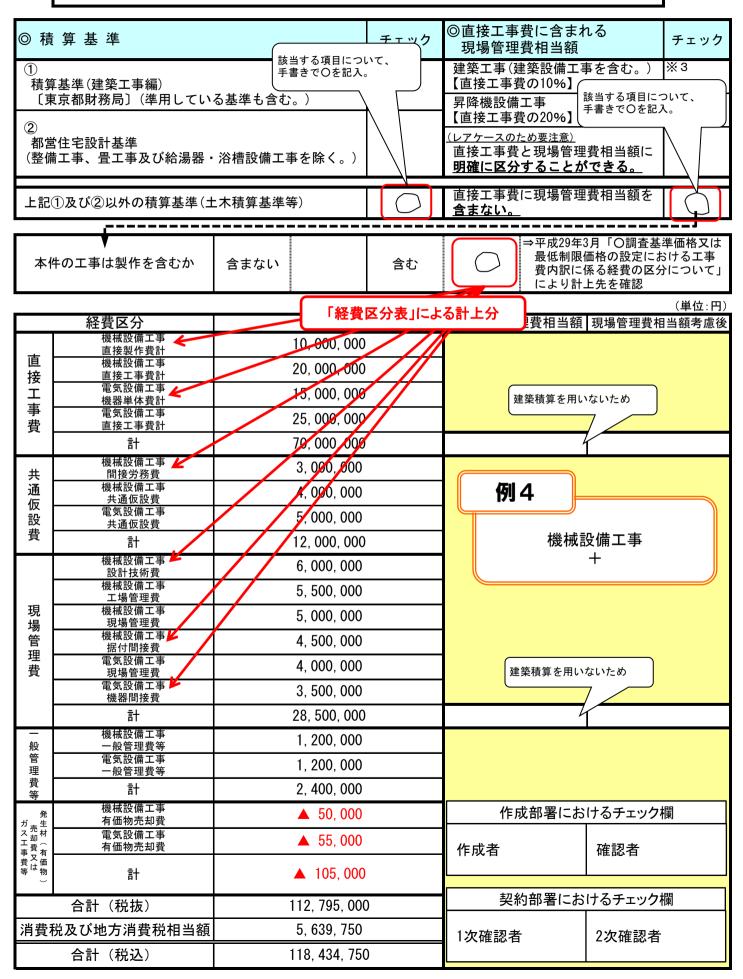
本確認内訳書の作成は、設計・積算・起工のいずれかで行うこと。

L	工事件名:				ョ 9 る頃日 書きで〇を	記入。	
◎積	算基準	該当する項目について、 手書きで〇を記入。	チェック	◎直接工事費に含現場管理費相当	当額		チェック
	基準(建築工事編)			建築工事(建築設 【直接工事費の100			
	[京都財務局] (準用している	る基準も含む。)		昇降機設備工事 【直接工事費の20g	<u>~</u> %]		※ 4
	住宅設計基準 計工事、畳工事及び給湯器・	浴槽設備工事を除く。)		(レアケースのため要注 直接工事費と現場 明確に区分するこ	<u>注意)</u> 易管理費	相当額に きる 。	
上記(①及び②以外の積算基準(土			直接工事費に現場 <u>含まない。</u>		相当額を	
					-00左0日	「○冊本甘道	J
本件	▼ 井の工事は製作を含むか	含まない	含む	最低	氐制限価格	「〇調査基準 各の設定におり る経費の区分り たを確認	ける工事
	経費区分	金額		▋うち現場管理費相	当額 現	場管理費相論	(単位:円) 当額考慮後
	中土 5天 ドーフェ			7 7 500 50 11 11 11	— H.X. j	79 ロー・	□ 11尺 · 3 m2
直				1			
直接工事							
事				直接工事費の10%			
費 .	計	100, 000, 000)	10, 000, 000		90, 000,	000
共				例 1			
共通仮設				ו נילו			
設費					_		
中	計	30, 000, 000		総括書に記		_	
		,		ら直接最低ことができ			190
現						-	
現場管理費							
理		 		直接工事費の10%			
費	計	30, 000, 000		10, 000, 000		40, 000,	000
— 向几					1		-
般管理							
管理費等	計	10, 000, 000					
	HI	10,000,000		作成部署	における	るチェック欄	
ガス工事費等売却費又は発生材(有価物							
一事費は有価物	=1	4 200 000		作成者 	竹	在認者	
等 初	計	▲ 300,000		却约却累	1-+>1+	フェーック概	
	合計(税抜)	169, 700, 000)	光 利即者	1-8116	るチェック欄	
消費和	税及び地方消費税相当額	8, 485, 000		1次確認者	2	次確認者	
	合計 (税込)	178, 185, 000	ງ <u></u>				

適用積算基準及び経費計上先確認内訳書

本確認内訳書の作成は、設計・積算・起工のいずれかで行うこと。

工事件名:



現場管理費相当額有無等確認フロー

工事種別

土木工事 建築工事 土木設備 建築設備 当該案件の工事種類、適用した積算基準、現場管 グラウンド整備及び 外構 整備工事等の土 理費相当額の有無等、最終的な結論に至った流れ 木系業 種で発注する を**手書きで**たどること。 積 算 基 準 積 算 基 準 積 算 基 準 (建築工事編) 専門工事部分に係 (建築工事編)以外 る現場管理に必要 又は な費用が含まれて 又は いる。※単価は、 都営住宅設計基準※1 都営住宅設計基準※2 材料費、労務費等 及び<u>**下請経費等</u>**</u> (複合単価) で構成される。 現場管理費相当額 直接工事費から 直接工事費から 現場管理費相当額を 現場管理費相当額を 減じない 減/じ る

直接工<mark>事</mark>費と現場官理費相 当額に明確に区分すること が困難である。 直接工事費と現場管理 費相当額に明確に区分 することができる。 見積積算時にお 直接工事 費と現場管理費 を明確に区分し た上で見積もり を行った場合が

直接工事費から減じる現場管理費相当額

- ・建築工事(建築設備工事を含む。)にあっては、10分の1※2
- ・昇降機設備工事にあっては、10分の2※4
- ※1 都営住宅設計基準による整備工事、畳工事及び給湯器・浴槽設備工事を除く。
- ※2 都営住宅設計基準による整備工事、畳工事及び給湯器・浴槽設備工事
- ※3 「適用積算基準及び経費計上先確認内訳書(建築工事編又は都営住宅設計基準用)」の「※3」欄に「〇」を付すこと。
- ※4 「適用積算基準及び経費計上先確認内訳書(建築工事編又は都営住宅設計基準用)」の「※4」欄に「〇」を付すこと。

〇調査基準価格又は最低制限価格の設定における工事費内訳に係る経費の区分について

鋼橋上部工工事、土木機械設備工事及び土木電気設備工事の調査基準価格又は最低制限価格の設定において、積算上の各費目を下表の「工事費内訳に係る経費の区分」の欄に示すとおり区分しています。

		工 事 費	内 訳	に 係 る	 経 費	の区分
積算基準	工事の種類		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	
	鋼橋上部工工事					
	工場製作のみ	工場製作	直接工事費 ・材料費 ・製作費 ・工場塗装費	間接工事費 「間接労務費	間接工事費 ①工場管理費	一般管理費等
建設局 積算基準 (橋梁編)	工場製作及び 輸送・架設	工場製作 十 架設工事	直接工事費 ・材料費 ・製作費 ・工場塗装費 ・輸送費 ・架設費	間接工事費 ・間接労務費 ・共通仮設費	間接工事費 ・工場管理費 ・現場管理費	一般管理費等
建設局 土木設備 (機械編)	土木機械設備工事	製作原価(機器費)	直接製作費 ・材料費 ・機器単体費 ・労務費 ・塗装費 ・直接経費	間接製作費 〔•間接労務費	間接製作費 ①工場管理費 ②記計技術費	
港湾局 港湾工事 積算基準 (3)	機械製造修理工事	据付工事原価	直接工事費 ・村勝選費 ・対務を受ける ・対象をは ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	間接工事費 〔·共通仮設費	間接工事費 「現場管理費」 ・据付間接費	一般管理費等
建設民		機器単体費	機器単体費 (工場出荷価 格)			
建設局積算基準(土木設備)(電気編)	土木電気設備工事	工事費	直接工事費 「材料費 ・労務費 ・直接費 ・輸送費	間接工事費 〔·共通仮設費	間接工事費 「·現場管理費」 ·機器間接費	一 般管理費等 技術者間接費 機器管理費
港湾局 港湾工事 積算基準 (3)	船舶	製作原価	直接工事費 (·輸送費 ·材務費 ·勞装費 ·直接 ·直接費 ·直接費	間接製作費 ·間接労務費	間接製作費 ·工場管理費 設計技術費	一般管理費等

[※] なお、この表の分類は標準的なものであり、各工事案件ごとの詳細な費目の分類については、工事主管部局・所にお問い合わせください。

【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する問合せ先】 財務局経理部総務課契約調整担当 TeLO3-5388-2607(ダイヤルイン)

300625

最低制限価格(調査基準価格)算定基礎金額表作成要領

1 ファイルの選択

(1)「調査基準価格及び最低制限価格の設定について」通知 2(1) により設定する工事 (平成13年3月5日付12財経総第1940号・最終改正平成30年5月23日付30財経総第356号財務局長通知)

シート名「【様式2-1】算定金額表 A表(土木積算用)」を使用して下さい。

(2)「調査基準価格及び最低制限価格の設定について」通知 4 に該当する工事(昇降機設備工事を除く) (平成13年3月5日付12財経総第1940号・最終改正平成30年5月23日付30財経総第356号財務局長通知)

シート名「【様式2-2】算定基礎金額表 B表(建築・建築設備用(現場管理10%))」を使用して下さい。

(3)「調査基準価格及び最低制限価格の設定について」通知 4 に該当する工事のうち昇降機設備工事 (平成13年3月5日付12財経総第1940号・最終改正平成30年5月23日付30財経総第356号財務局長通知)

シート名「【様式2-3】算定基礎金額表 C表(建築・昇降機設備用(現場管理20%))を使用して下さい。

2 データ入力の方法

- (1)各ファイルの「予定価格(入札書比較価格)」欄の各セルに「工事件名」「直接工事費」「共通仮設費」「現場 管理費」「一般管理費等」を入力して下さい。自動的に「最低制限価格(又は調査基準価格)算定基礎金額表」が 作成されます。
- (2)【様式2-2】及び【様式2-3】、【様式2-4】の「現場管理費相当分」についても、「予定価格(入札書比較価格)」欄の各セルに入力することで「最低制限価格(又は調査基準価格)算定基礎金額表」は、現場管理費相当分を考慮した数値にて、自動計算します。

3 注意事項

(1)予定価格が「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」以外の費用 を含み構成されている場合は、最低制限価格及び調査基準価格の設定においても、 その費用を考慮して適正に定めて下さい。 例:発生材(有価物)売却費など

(平成13年3月5日付12財経総第1940号・最終改正平成30年5月23日付30財経総第356号財務局長通知)

◇最低制限価格

最低制限価格を設定する場合は、契約ごとに**予定価格の10分の7以上で、予定価格を構成する**

材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。

(東京都契約事務規則第18条第1項)

◇調査基準価格

調査基準価格を設定する場合は、契約ごとに**予定価格の10分の7以上かつ10分の9.2以下**で、**予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定める**ものとする。

(平成29年5月26日付29財経総第584号財務局長通知)

◇調査基準価格及び最低制限価格

予定価格算出の基礎となった額の合算額の10分の7以上、10分の9.2以下とする。

(平成13年3月5日付12財経総第1940号・平成30年5月23日付30財経総第356号財務局長通知)

(2)事故防止の為、必ず、計算機等で再計算し、確認してください。

<u>端数処理について</u>

- 〇「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」に率を乗じて得た額を算出する場合は、 「円位未満切捨て」
- ○「現場管理費相当額」を算出する場合は、「円位未満切捨て」
- 〇「予定価格に7/10を乗じて得た額」を算出する場合は、「円位未満切上げ」
- ○「予定価格に9.2/10を乗じて得た額」を算出する場合は、「円位未満切捨て」
- !(3)解体工事については、「調査基準価格及び最低制限価格の設定について」通知 2(2) の規定(特別なもの)を適用し、【様式2-4】を使用しますので、ご注意ください。 (平成16年5月11日付16財経総第237財務局長通知)
 - (4)調査基準価格の設定に当たっては、シート中「最低制限価格」を「調査基準価格」に変更 の上、算定基礎金額表を作成してください。

して適正に定めるものとする。(例:発生材(有価物)売却費など)

事故防止のため、必ず計算機等により再計算をし

て確認をしてください。

様式2-1

最低制限価格等算定基礎金額表 A表

本表の作成は、契約部署で行うこと。

このシートは、<u>土木積算等による工事</u>において、直接工事費に含まれる現場管理費相当額が含まれていない場合に使用します。

件名: 要入力 ム自動計算 予定価格 現場管理費 最低制限価格等 最低制限価格等 (入札書比較価格) 相当分 算定基礎金額 電子調達システム 「適用積算基準及び経費計上確認内訳書」の 電子調達システム 含まれて 数値を入力 いない 入力金額 自動計算結果 確認金額 1)直接工事費 ①直接工事費×0.97 ②共诵仮設費 ②共通仮設費×0.9 力 用 ③現場管理費 ③現場管理費×0.9 4)一般管理費等 4)一般管理費等×0.55 ⑤ ①~④以外の費用×1.0 ⑤ 1~4以外の費用 合計 合計 (入札書比較価格) 入札書比較価格に 触らないでください ↑ → 7/10を乗じて得た額 入札書比較価格に -採用 9.2/10を乗じて得た額 採用した最低制限価格等(税抜) 「⑤」→ ※予定価格が「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理 最低制限価格等(税込) 費」「一般管理費等」以外の費用を含み構成されている場合は、最 低制限価格及び調査基準価格の設定においても、その費用を考慮

して適正に定めるものとする。(例:発生材(有価物)売却費など)

様式2-2

最低制限価格等算定基礎金額表 B表

本表の作成は、契約部署で行うこと。

このシートは、建築工事(建築設備工事を含む。)において、直接工事費に含まれる現場管理費相当額分 に区分することが困難である場合に使用します。(現場管理費相当額の10%で設定)

(!解体工事の算定に当たっては、本表を使用しないでください)

件名: システム自動計算 要入力 最低制限価格等 予定価格 現場管理費 最低制限価格等 算定基礎金額 (入札書比較価格) 相当分 (10%相当考慮後) 電子調達システム 電子調達システム 「適用積算基準及び経費計上確認内訳書」の 10%相当額 自動計算結果 確認金額 入力金額 数値を入力 1)直接工事費 ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費 ②共通仮設費×0.9 用 ③現場管理費 ③現場管理費×0.9 4)一般管理費等×0.55 4)一般管理費等 ⑤ ①~④以外の費用×1.0 ⑤ 1~4以外の費用 合計 合計 (入札書比較価格) 入札書比較価格に 触らないでください 7/10を乗じて得た額 入札書比較価格に -採用 9.2/10を乗じて得た額 『用した最低制限価格等(税抜) 「⑤」→ ※予定価格が「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理 最低制限価格等(税込) 費」「一般管理費等」以外の費用を含み構成されている場合は、最 低制限価格及び調査基準価格の設定においても、その費用を考慮 事故防止のため、必ず計算機等により再計算をして

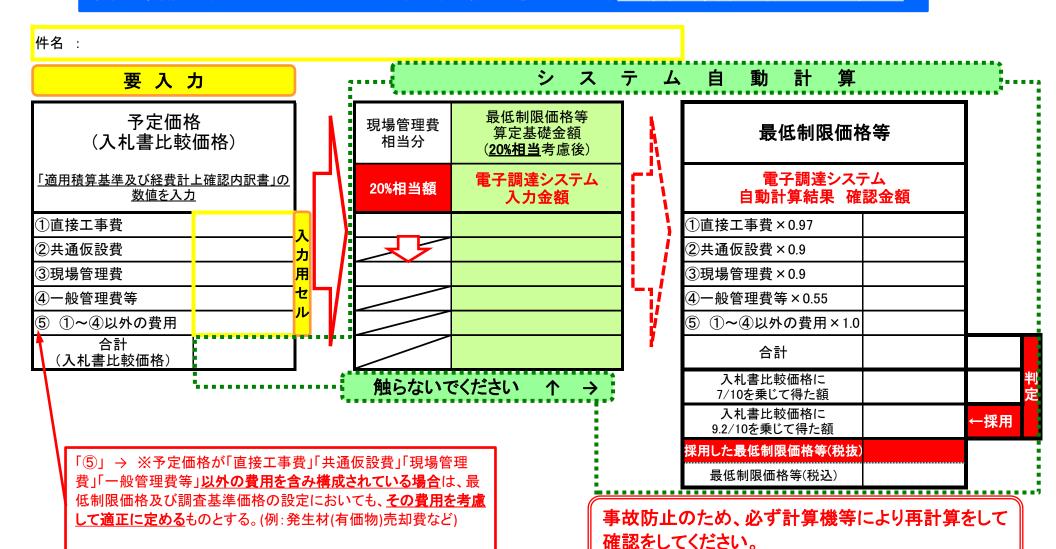
確認をしてください。

様式2-3

最低制限価格等算定基礎金額表 C表

本表の作成は、契約部署で行うこと。

このシートは、<u>昇降機設備工事(積算基準・建築工事編により積算)</u>において、直接工事費に含まれる現場管理費相当額分に区分することが困難である場合に使用します。(現場管理費相当額の20%で設定)



事故防止のため、必ず計算機等により再計算をして

確認をしてください。

300625

(※注意)解体工事専用シートです

低制限価格及び調査基準価格の設定においても、その費用を考慮

して適正に定めるものとする。(例:発生材(有価物)売却費など)

様式2-4

最低制限価格等算定基礎金額表 D表

本表の作成は、契約部署で行うこと。

このシートは、解体工事において、直接工事費に含まれる現場管理費相当額分に区分することが困難である場合に使用します。(現場管理費相当額の10%で設定)

件名 : ●●解体工事 システム自動計算 要入力 最低制限価格等 予定価格 現場管理費 最低制限価格等 算定基礎金額 (入札書比較価格) 相当分 (10%相当考慮後) 電子調達システム 電子調達システム 「適用積算基準及び経費計上確認内訳書」の 10%相当額 自動計算結果 確認金額 入力金額 数値を入力 1)直接工事費 ①直接工事費×0.8 ②共通仮設費 ②共通仮設費×0.9 用 ③現場管理費 ③現場管理費×0.9 4)一般管理費等×0.55 4)一般管理費等 ⑤ ①~④以外の費用×1.0 ⑤ 1~4以外の費用 合計 合計 (入札書比較価格) 入札書比較価格に 触らないでください 7/10を乗じて得た額 入札書比較価格に -採用 (※注意)解体工事専用シートです 9.2/10を乗じて得た額 採用した最低制限価格等(税抜) 最低制限価格等(税込) 「⑤」→ ※予定価格が「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理 費」「一般管理費等」以外の費用を含み構成されている場合は、最

各局(本部)長、中央卸売市場長 消防総監、教育長、警視総監 各行政委員会事務局長、議会局長

財務局長(公印省略)

設計等委託に係る予定価格事後公表の実施について(通知)

都においては、これまで設計、測量及び地質調査の委託(以下「設計等委託」という。)について は予定価格を非公表としてきました。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)では、工事と同様、設計等委託についても品質が確保されるようにしなければならないとされています。

こうした趣旨を鑑み、今般、設計等委託について、適切な価格での入札の促進とそれに伴う品質の 確保及び入札契約手続の透明性の確保を目的として、下記のとおり予定価格の事後公表を実施するこ ととしましたので、通知します。

おって、貴局所属の「所」に対しても周知願います。

記

1 対象業務

予定価格が 100 万円を超える業種を建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査とする委託業務のうち、競争入札、競争見積による随意契約及び特命随意契約により発注する案件に係る予定価格については事後公表とする。ただし、単価契約により発注する案件は除くものとする。

2 予定価格の公表時期

予定価格の公表時期は、入札(見積)経過調書公表時とする。

3 適用開始日

「東京都契約事務の委任等に関する規則」(昭和 39 年4月1日付規則第 130 号)(以下「委任規則」という。)で定める委任限度額以上の契約案件にあっては平成 31 年4月1日以降に入札公告等を開始する案件から適用を開始する。また、委任規則で定める委任限度額未満の契約

案件にあっては平成31年10月1日以降に入札公告等を開始する案件から適用を開始する。

【担当】

財務局経理部総務課契約調整担当 03-5388-2607 (ダイヤルイン) 内線 26-128 各局(本部)長、中央卸売市場長 消防総監、教育長、警視総監 各行政委員会事務局長、議会局長

財務局長(公印省略)

設計等委託に係る積算内訳書の提出義務について(通知)

平成 26 年に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律 第 127 号)により、平成 27 年 4 月 1 日以降、公共工事の入札参加者には入札金額の内訳書の提出が 義務付けられています。

都においては、工事に加え、平成28年から試行的に財務局経理部契約第一課が発注する建築設計、 土木設計及び設備設計において、入札参加者に積算内訳書の提出を求めてきました。

今般、設計等委託業務において、より一層の適正な価格での契約の締結とそれによる品質の確保を 図ることを目的として、これまでの取組を、測量委託及び地質調査委託を対象に加えた上で知事部局 全体に拡大し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

おって、貴局所属の「所」に対しても周知願います。

記

1 対象業務

予定価格が100万円を超える業種を建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査とする委託業務のうち、競争入札及び競争見積による随意契約により発注する案件を対象とする。ただし、単価契約により発注する案件は除くものとする。

2 契約等事務作業

(1) 起工時

起工原議に、予定価格を作成した際に使用した積算基準に応じて、予定価格を構成する各費目の金額を示した積算内訳書を添付するものとする。なお、積算内訳書に示す業種毎の各費目は、別紙1から別紙4を参考として、当該発注業務の業種及び積算内容に応じて定めることとする。

(2) 公表時

公表時に、「発注予定備考」欄に次の文例を記載するほか、「配布資料等」欄に東京都電調システムに掲載する本取組の周知資料を添付するなどし、入札参加者に積算内訳書の提出義務につい

て周知を図ることとする。

(周知内容の文例)

「指名通知の際に添付する積算内訳書に、入札価格に係る内訳金額を記載の上、これを入札書に 添付して提出してください。

なお、落札候補者となった者について、入札書に積算内訳書の添付が無く、かつ都が別途指示する日時までに積算内訳書の提出が無かった場合及び積算内訳書に記載された金額と入札価格が異なる場合等は、その者のした入札は無効とします。」

- (3) 指名時(発注時)
 - (1)で起工原義に添付した積算内訳書(金額を抜いたもの)を、発注図書と共に指名の相手方に交付することとする。
- (4) 開札時
 - ① 一旦、落札決定を保留し、落札候補者の積算内訳書について、その内容と入札価格に相違が無いこと等を確認したのちに落札決定を行うこととする。なお、落札候補者となった者について、入札書に積算内訳書の添付が無かった場合は、保留通知書の「備考」欄に次の文例を記載し、積算内訳書(発注件名の記載、記名及び押印のあるもの)の提出を求めることとする。

(保留通知書の文例)

「落札候補者で入札書に積算内訳書を添付していない場合は、積算内訳書を次の日時及び場所に持参してください。この場合、電子入札用工事請負等競争入札等参加者心得(その1)の別記様式2に積算内訳書を添付の上提出、又は積算内訳書に直接発注件名記載及び記名押印の上提出してください。

日時:○月○日○時

場所:都庁第○本庁舎○側○階○○室|

- ② 落札候補者となった者について、積算内訳書の提出が無かった場合又は積算内訳書と入札価格に相違があった場合は、その者のした入札を無効とし、次点の落札候補者について①に準じて処理を行う。
- ③ 落札候補者のうち、積算内訳書の提出がなかった者及び積算内訳書と入札価格に相違があった者の入札経過調書備考欄には次の文例を記載することとする。
 - ア 積算内訳書の提出が無かった場合

「積算内訳書の提出が無かったため無効とした。」

イ 積算内訳書と入札価格に相違があった場合

「積算内訳書に不備があったため無効とした。」

3 留意事項

- (1) 公表及び発注に際しては、当該案件の予定価格を作成した際に使用した積算基準を積算内訳書 に明示する等、入札参加者が適切に積算作業を行えるよう留意すること。
- (2) 入札書に積算内訳書の添付がないことをもって直ちにその入札を無効とするものではないことに留意すること。

4 適用開始日

平成31年4月1日以降に入札公告等を開始する案件から適用を開始する。

【担当】

財務局経理部総務課契約調整担当 03-5388-2607 (ダイヤルイン) 内線 26-128 業種を建築設計とするもの(業種を設備設計とするもののうち、建築設備に係るものを含む)において積算内訳書に示す費目は①~④を参考とする。

委託積算内訳書								
	内	訳	数量	金 額(円)	摘 要			
① 直接人件費			1 式					
② 諸経費			1 式					
③ 技術料等経費			1 式					
④ 特別経費			1 式					
	合	計						
消費税等相当額								
	総合	計						

業種を土木設計とするもの(業種を設備設計とするもののうち、土木設備に係るものを含む)において 積算内訳書に示す費目は①~④を参考とする。

委 託 積 算 内 訳 書							
Į.	内	訳	数量	金 額(円)	摘 要		
① 直接人件費			1 式				
② 直接経費			1 式				
③ その他原価			1 式				
④ 一般管理費等			1 式				
ĺ	合	計					
消費税等相当額							
裕	総 合	計					

業種を測量とするものにおいて積算内訳書に示す費目は①~③を参考とする。

委 託 積 算 内 訳 書								
	内	訳		数量	金 額(円)	摘 要		
① 直接測量費				1 式				
② 測量調査費				1 式				
③ 諸経費				1 式				
	合	計						
消費税等相当額								
	総合	計						

業種を地質調査とするものにおいて積算内訳書に示す費目は①~④を参考とする。

委 託 積 算 内 訳 書							
内 訳	数量	金 額(円)	摘 要				
① 直接調査費	1 式						
② 間接調査費	1 式						
③ 解析等調査業務費	1 式						
④ 諸経費	1 式						
合 計							
消費税等相当額							
総合計							

地方自治法 (抄) (東京都契約関係規定集(H27.3)p.891~)

(契約の締結)

- 第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり 売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

地方自治法施行令(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.893~)

(指名競争入札)

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により指名競争入札によることができる場合 は、次の各号に掲げる場合とする。

- 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

- 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により随意契約によることができる場合 は、次に掲げる場合とする。
- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は 総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共 団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。
 - 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争 入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かっ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、 当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第百六十七条の三 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第百六十七条の十 (略)

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(契約保証金)

第百六十七条の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通 地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

東京都契約事務規則(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.2)

(予定価格の作成)

- 第十二条 契約担当者等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等(当該仕様書、設計書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)によつて予定し、その予定価格を記載した書面(別記第一号様式)を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、財務局長が別に定める契約においては、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により予定価格を記載した書面を 封書にし開札の際これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システムに登録しなけれ ばならない。

(予定価格の決定方法)

- 第十三条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、 一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価につい てその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難 易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の決定方法)

- 第十八条 契約担当者等は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合に おいて、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、令第百六十七条の十 第二項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の十分の七以上で、 当該工事又は製造の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して当 該工事又は製造ごとに適正に定めなければならない。
- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、その最低制限価格を記載した書面(別記第一号様式)を封書にし、予定価格を記載した書面とともに開札の際これを開札場所に置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により最低制限価格を記載した書面を封書にし予定価格を記載した書面とともに開札の際これを開札場所に置くことに代えて、最低制限価格を電子入札システムに登録しなければならない。

(見積書の徴取)

第三十四条 契約担当者等は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格の定められている物件を買い入れるとき、その他その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

- 第三十四条の二 令第百六十七条の二第一項第一号の普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、 次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
 - 二 財産の買入れ 百六十万円
 - 三 物件の借入れ 八十万円
 - 四 財産の売払い 五十万円
 - 五 物件の貸付け 三十万円
 - 六 前各号に掲げるもの以外のもの 百万円

(契約書の作成を省略することができる場合)

- 第三十八条 契約担当者等は、次に掲げる場合においては、第三十六条第一項の規定にかかわらず、契 約書の作成を省略することができる。
- 一 工事、製造等についての請負又は委託で、契約金額が百五十万円未満のものをするとき。
- 二 物品の買入れで、契約金額が百五十万円未満のものをするとき。
- 三物件の借入れで、契約金額が百五十万円未満のものをするとき。
- 四 せり売りに付するとき。
- 五 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- 六 第一号から第三号まで及び前号に該当するもののほか、随意契約による場合において、その必要が ないと認めるとき。

(契約保証金)

- 第四十条 契約担当者等は、東京都と契約を締結する者に、契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。 ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。
- 契約の相手方が保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- 三 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、令第百六十七条の五第一項の規定により知事が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認めるとき。

東京都契約事務の委任等に関する規則(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.639~)

昭和39年4月1日 規則第 130 号

(委任する事務の範囲)

第三条 局の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該局の長(財務局 長を除く。)に委任する。

- 一 予定価格が建築工事にあっては三億五千万円未満、土木工事(特定施設に係る工事(修繕に係るもの を除く。)を除く。)並びに船舶の製造及び修繕にあっては二億五千万円未満の請負契約(知事が指定する ものを除く。)
- 二 予定価格が四千万円未満の電気工事、管工事その他の設備工事(以下「設備工事」という。)の請負 契約(特定施設に係る工事の請負契約(修繕に係るものを除く。)を除く。)
- 四 予定価格が二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約

第八条 第三条に定めるもののほか、東京消防庁の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契 約に関する事務は、消防総監に委任する。

三 予定価格が一億二千万円未満の消防署、消防出張所、待機寮その他の消防活動に必要な施設の設備 工事の請負契約(知事が指定するものを除く。)

(契約に係る起案)

第四十二条 工事若しくは製造の請負若しくは物品の買入れの契約又は当該契約の内容の変更について は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式により起案しなければならない。ただし、 一般競争入札による契約については、この限りではない。

- 一 競争入札による契約 別記第十号様式
- 二 随意契約(一件の予定価格が百万円を超えるもの) 別記第十号様式の二及び別記第十号様式の三
- 三 随意契約(一件の予定価格が百万円以下のもの) 別記第十号様式の四甲
- 四 第三号の契約又は一般競争入札による契約の内容の変更 別記第十号様式の五
- 2 前項の規定にかかわらず、同行各号に規定する契約又は当該契約の内容の変更のうち、契約事務シ ステムにより処理するものについては、当該各号に定める様式によらないで起案することができる。 この場合において、第一項第三号に規定する契約については、別記第十号様式の四乙を用いることが できる。
- 3 前二項の規定は、工事又は製造の請負、物品の買入れ以外の契約の締結及びその内容変更について 準用する。

随意契約における契約保証金の取扱いについて(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.96) 昭和45年4月1日 45 財経庶第 292 号 財務局長通知の一部

随意契約の相手方について

随意契約により処理する場合においては、有資格者名簿に登載された者以外の者を契約の相手方としてもさしつかえないものであること。

なお、この場合において、契約事務規則第40条第4号の規程を適用しうるものであること。

調査基準価格及び最低制限価格の設定(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.298~)

平成 13 年 3 月 5 日 12 財経総第 1940 号 財務局長通知 改正 25 財経総第 2175 号 平成 26 年 2 月 19 日

2 価格設定について

調査基準価格及び最低制限価格は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に設定するものであり、その額の算定は次のとおりとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切捨て)の合算額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に 10分の9.5 を乗じて得た額 /0/199.7に改正 (29,6.26)
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に 10分の8を乗じて得た額 10分99 いこ 改正 (28.6.1)
 - ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
 - ⑤ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等以外に予定価格算出の基礎となる費用が 含まれている場合は、その費用の額

(発生材(有価物)の売却費又はガス工事費等)

東京都の公共工事における入札制度等の適正化について(通知)(抄)

(東京都契約関係規定集(H27.3)p.117~)

昭和 57 年 8 月 27 日 57 財経庶第 660 号 財務局長通知の一部

- 1 入札制度の適正化の内容
 - (2) 工事希望制度の積極的活用

指名競争入札における公正性及び競争の実効性を高めるため、従来より採用してきた工事 希望制度及びこれに係る発注予定工事の事前公表をより積極的に活用するため、次のとおり工 事希望制度の整備・充実を図るものとする。

ア 工事希望制度の整備

(ア) 事前公表の対象

工事希望制度の活用を図るため、すべての工事を事前に公表すること。 ただし、極めて少額の工事など事務処理上これによりがたい場合については、除外す ることができる。

(中略)

(8) 随意契約の活用

ア 工事等施行者選定委員会の設置

公共工事の契約のうち、競争の実効性が期待できず、また、競争することが必ずしも有利 とはいえない契約については、「工事等施行者選定委員会」の議を経て特定の相手方を選定し、 特命随意契約の方法を採用するものとする。(以下略)。

|契約事務の執行にあたり留意すべき事項について(抄)

(東京都契約関係規定集(H27.3)p.80~)

平成 24 年 12 月 11 日 24 財経庶第 1711 号 財務局長通知

第1 工事・設計等・物品等共通

1 分離・分割発注の推進と中小企業者の受注機会確保

契約の事務の執行に当たっては、可能な限り分離・分割発注を推進するとともに、可能な限り 中小企業者の受注機会の確保に努めること。

第2 工事請負契約

2 適正な見積期間の確保

発注後における入札参加者の見積期間は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条 の規定の趣旨を踏まえ、適正な期間を確保すること。

(1) 予定価格が500万円未満の工事

5 日以上

(2) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の工事 10 日以上

(3) 予定価格が 5,000 万円以上の工事

15 日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、(2)又は(3)の期間は、5日以内に限り短縮す。 ることができる。

東京都工事請負指名業者選定基準(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.389~)

平成6年9月30日 6 財経一第 92 号

(最終改正 平成22年11月15日 22財経一第2280号)

第6 選定業者数

- 1 希望制指名競争入札においては、この基準による選定が可能な者を 10 者選定するものとする。 (以下略)
- 2 公募制指名競争入札における選定数は、次の各号によるものとする。
- (1) 発注工事を希望するものであって、この基準による選定が可能な者は、これを選定する。
- (2) 前号による者が十者に満たない場合は、補充して十者を選定する。(以下略)

入札・契約制度改善のための実施策について(抄) (東京都契約関係規定集(H27.3)p.156~) 平成14年3月25日 13 財経総第1708号 財務局長通知

1 平成14年4月からの実施策

- (1) 一般競争入札の実施範囲の拡大
 - 一般競争入札の実施範囲を拡大し、入札手続の透明化を一層進め、より競争性を高める。

ア 実施内容

- (ア) 一般競争入札の実施範囲拡大 予定価格 9 億円以上の案件については、入札方式を一般競争入札とする。
- (イ) 希望制指名競争入札の実施範囲 予定価格 250 万円を超え 9 億円未満の案件については、入札方式を希望制指名競争 入札とする。

(3) 予定価格事前公表の範囲拡大

工事契約の入札に関し、予定価格の事前公表の対象範囲を、全ての競争入札対象案件(予定価格 250 万円を超えるもの。以下同じ。)に拡大し、透明性を一層高め、不正行為発生の可能性を排除するとともに、事務の効率化を図る。

オ 予定価格の事前公表に伴う入札方法の変更

予定価格を事前公表した案件については、予定価格以下の価格で入札することを入札参加条件とし、入札方法を次のとおり変更する。

- (ア) 予定価格を超える金額での入札は、無効とする。
- (イ) 入札回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

(4) 積算内訳書の提出

入札に当たって積算内訳書(工事請負等競争入札参加者心得(昭和40年8月18日40財経一第15号。以下「心得」という。)別記様式「見積資料」を表紙にし、都の配布した「積算内訳書」又はこれに準じるものを添付した資料(以下「積算内訳書」という。))の提出を求め、予定価格事前公表の範囲拡大に伴い懸念される、談合等不正行為の発生及び入札参加者の見積努力の低下を防止する。

ア 実施内容

工事契約で、競争入札対象案件について、入札参加者全員に、入札会場へ積算内訳書を持参

することを義務付け、積算内訳の内容を確認した上で、落札者を決定する。 (中略)

- .ウ 積算内訳書の書式及び確認する記載内容 次の事項が記入されていることを確認する。
 - ① 記名押印、②工事件名、③積算金額(i 総括表、ii 工事種目別内訳、iii細目別内訳)

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の確認について(抄)

(東京都契約関係規定集(H27.3)p.382~)

平成 16 年 9 月 30 日 16 財経総第 870 号 財 務 局 長 通 知

2 確認事項

東京都から直接工事を請け負った建設企業と当該工事の配置予定の監理技術者等とが、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認する。

- (1) 直接的な雇用関係とは、監理技術者等と建設企業との間に第三者の介入する余地のない雇用 に関する権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在する必要がある。従って、 在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係とはいえない。
- (2) 恒常的な雇用関係とは、入札の参加希望申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

3 確認方法

配置予定技術者の監理技術者資格者証((中略))、健康保険被保険者証、区市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、社会保険事務所が作成する被保険者標準報酬決定通知書、発注者支援データベースシステム(以下「DBシステム」という。)などにより確認する。

4 確認の時期

入札の参加希望申込み時に確認する。なお、DBシステムによる確認は、入札の参加希望申込み 日以降速やかに行うものとする。

特定建設業許可の入札参加条件化に係る具体的取扱(抄)

(東京都契約関係規定集(H27.3)p.335)

平成15年10月24日 15財経総第1015号 財務局長通知

1 条件設定の対象

原則として予定価格 8,000 万円以上の次の工事契約を対象とする。 (対象工事) 道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、 下水道施設工事、一般土木工事、建築工事

2 条件設定の方法

① 一般競争入札の場合

入札情報サービスに掲載する発注予定情報及び東京都公報に掲載する入札公告に、「建設業法第3 条に基づく特定建設業の許可を受けていること。」を明示する。

② 希望制指名競争入札の場合

入札情報サービスに掲載する発注予定情報及び各局で掲示する発注予定表に、「建設業法第3条に 基づく特定建設業の許可を受けていること。」を明示する。

3 条件を付することが適当でない場合

工事の内容、施工場所の特殊性等から、この条件を付すことが適当でない工事については、財務局経 理部総務課契約調整に協議の上、この条件を付さないことができる。

- (例) ・専門性が高く下請負工事の比率がほとんどない工事。
 - ・工場製作、設備機器等の比率が大半を占める工事。

制限付一般競争入札の試行実施について (抄) (東京都契約関係規定集(H27.3)p.167~)

平成 22 年 2 月 8 日 21 財経総第 1977 号

- 1 制限付一般競争入札試行実施対象案件
 - (1) 予定価格 5 億円以上 9 億円未満の建設共同企業体自主結成方式案件
 - (2) 予定価格 5 億円以上 9 億円未満の総合評価方式案件 なお、予定価格 9 億円以上の案件についての入札方式は、従前の例によることとします。

工事請負契約書(抄)(東京都契約関係規定集(H27.3)p.785~)

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

- (1) 工事が完了したとき。
- (2) 工事の施工中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なとき。
- (3) その他必要があるとき。
- 2 発注者は、前項第1号の検査(以下「完了検査」という。)の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に、前項第2号及び第3号に係る検査の請求を受け、その請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 7 受注者は、第2項の完了検査に合格しない場合で、発注者が特に1回に限り改造又は補修を認めたときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、改造又は補修が完了したとき

は、第2項、第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

(契約保証金)

- 第32条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の10分の1以上あるときは、受注者は、更なる納入を要しない。
 - 2 発注者は、第30条第2項又は第7項の完了検査に合格したとき、又は第44条第1項若しくは第45条第1項の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により、40日以内に契約保証金を返還する。
 - 3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

(発注者の解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この 場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。
 - (1) その責めに帰すべき事由により、工期内に完了しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 第45条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

(協議解除)

第44条 発注者は、工事が完了するまでの間は、第43条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

- 第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 第18条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第19条の規定による工事の施工の中止期間が当初の工期の10分の5 (工期の10分の5 が180日を超えるときは、180日)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき。

建設業法(抄)

(建設業の許可)

- 第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の 都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。) を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を 設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け なければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、こ の限りでない。
- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの
- 2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設 業に分けて与えるものとする。
- 3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「許可の有効期間」という。)の満了 の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその 処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間 の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可(第三項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」 という。)を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可 (第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。)を受けたときは、その者に対する 当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合している と認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(中略)

- 二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
- イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法 による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

(許可の基準)

- 第十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準 に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- 二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術 (設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以 下同じ。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建 設業」という。)の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに 該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定し た者でなければならない。
- イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
- ロ 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、 発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導 監督的な実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二 号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるも の (以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証 を提示しなければならない。

建設業法施行令(抄)

(支店に準ずる営業所)

第一条 建設業法 (以下「法」という。)第三条第一項 の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時 建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

(法第三条第一項 ただし書の軽微な建設工事)

- 第一条の二 法第三条第一項 ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が 建築一式工事にあつては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木 造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては五百万円に満たない工事とする。
- 2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。
- 3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の 請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

(法第三条第一項第二号 の金額)

第二条 法第三条第一項第二号 の政令で定める金額は、三千万円とする。ただし、同項 の許可を受け ようとする建設業が建築工事業である場合においては、四千五百万円とする。

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事)

- 第二十七条 法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円)以上のものとする。
- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 (略)
- 2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

民法(抄)

(賠償額の予定)

- 第420条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、 裁判所は、その額を増減することができない。
- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

(承諾の期間の定めのある申込み)

- 第521条 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。
- 2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第524条 承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱い(抄)

平成 26 年 3 月 26 日 25 財経総第 2464 号

1 実施要件

専任を必要とする主任技術者(以下「専任技術者」という。)が兼務できる要件は、次の(1)から(4)までとする。

- (1) ①及び②の両方に該当する工事のうち、③又は④に該当する工事は除く。
 - ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は工事の施工に当たり相互に調整を要する工事
 - ② 工事現場間の相互の間隔が直線距離で5km 以内の範囲にある工事
 - ③ 発注工事が高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事で案件公表時にその 旨を明示している工事
 - ④ 発注者が適正な施工が困難であると判断する工事
- (2) 同一の専任技術者が兼務できる工事件数は、2件までとする。
- (3) 都及び都以外(「他発注機関」という。)が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できる。
- (4) 対象は、元請の専任技術者とする。
- 2 専任技術者の兼務を認める場合の確認事項等
 - (2) 公表時の注意事項
 - ① 契約担当者は、工事主管部署が専任技術者の兼務を認めないとする案件を公表する際には、その旨及びその理由を付して発注予定表に記載すること。
 - また、これ以外の案件については、発注予定表に工事主管部署及び連絡先を記載すること。
 - ② 契約担当者は、専任技術者の兼務を認める案件又は認めない案件にかかわらず、「専任を必要とする主任技術者の兼務について(HP掲載用)」を添付すること。